

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の人に支給されます。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく支給です。

対象者

おおむね次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳1～2級相当の障がいのある人
- ②療育手帳A1相当の障がいのある人
- ③その他、①、②と同程度の障がいのある人

次に該当する場合は支給対象外となります

- ①施設に入所している人
- ②障がいを理由とする公的年金を受給している人
- ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている人

支給月額 15,220円

※認定請求をした月の翌月分から支給され、2月、5月、8月、11月の年4回、支払月の前月までの分（3か月分）が指定した口座へ振り込まれます。

申請に必要なもの

- ①所定の診断書（障害児福祉手当認定診断書）
- ②身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの人のみ）
- ③本人名義の普通預金通帳
- ④マイナンバーを確認できるもの
- ⑤所得証明書（本人・配偶者・扶養義務者）

※伊勢市の課税資料での確認が可能な人で、確認に同意される場合は提出を省略できます。

手続き

- ① 高齢・障がい福祉課または各総合支所で診断書をお渡しします。
- ② 医師に診断書を作成してもらいます。
- ③ 申請に必要なものを高齢・障がい福祉課または各総合支所にお持ちいただき、窓口にて認定請求書を記載し提出してください。
- ④ 認定（却下）通知書を郵送いたします。

お問い合わせ

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課 障がい福祉係
Tel 21-5558・Fax 20-8555